

仕 様 書

本仕様書は、分任支出負担行為担当官静岡森林管理署長（以下「発注者」という。）が発注する富士見台宿舎給水設備改修工事を受託する者（以下「受注者」という。）が行う工事の仕様を定める。

1 一般事項

- （１）内訳書、仕様書に記載されていない事項については、適用工種に応じて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書」を基本とするほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した仕様書によるものとする。
- （２）施工に当たり適用を受ける関係法令・法規等を遵守すること。
- （３）着手前に監督職員と施工内容・作業工程について事前に協議し、円滑な進捗をはかること。
- （４）この仕様書に明示されてない事項又は疑義のある事項については監督職員と協議の上、決定するものとする。

2 内容

老朽化した給水設備について、直結増圧式への改修を行う。併せて、老朽化した室内給水管について改修を行う。

3 特記事項

- （１）施工に当たっては、入居者及び周辺住民に配慮するとともに、既存建物及び備品、個人の所有物等に汚染または損傷を与えないよう注意すること。汚損等与えた場合には速やかに監督職員に報告し、監督職員の指示により在来に倣い復旧すること。
- （２）敷地内にある設備又は個人の所有物等で、施工上の妨げとなるものがある場合は、事前に監督職員に申し出ること。
- （３）工事の着手に先立ち、工事の総合的な施工計画書を作成し、発注者が別に指定する監督職員に提出し承諾を受けること。
その際に、使用する資材の材料承認資料を提出すること。
なお、工事は執務を継続しながら行うことになるため、監督職員と調整を行った上で施工計画を作成すること。
- （４）監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果については、打ち合わせ議事録（任意様式）を整備する。
- （５）工事に必要となる電力・水道については、原則、受注者が負担するが、監督職員と協議の上、居住者負担も可能である。その際受注者は節電・節

水に努めること。

- (6) 工事用車両の駐車場所及び資材・機器の置き場所は、監督職員の指示に従い当該庁舎敷地内とする。
- (7) 工事写真撮影については、以下のとおりとする。
 - ア撮影対象には必要に応じてスケール及び説明事項（寸法、位置、撮影日時等）を記載した紙又は板を添えて撮影すること。
 - イ各工種で、資材搬入、施工前、施工状況、施工後を撮影すること。
 - ウ検査完了後に工事写真を（カラー版とし、表紙及び背表紙には業務名、履行期間（年・月）を記載し、パイプファイルで製本すること。）1部提出すること。加えて、工事写真一式の電子納品CD-R（保存ケースとCD-R本体には、業務名、受注者名、履行期限及び索引を印刷すること。）を1部提出すること。
- (8) 発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき処分し、同法律第12条の3に規定する「産業廃棄物管理票」を提出すること。
- (9) 本業務の実施に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うとともに事故防止に努める。
- (10) 工事の完成に当たり、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
- (11) 工事完了後は、速やかに工事完了届を発注者に提出する。その後、発注者が別に指定する検査職員の検査を受ける。
- (12) 工事により知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。このことは、履行期間終了後も同様とする。
- (13) この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定める。

令和7年度

富士見台宿舎給水設備改修工事

現地案内図ほか

静岡森林管理署

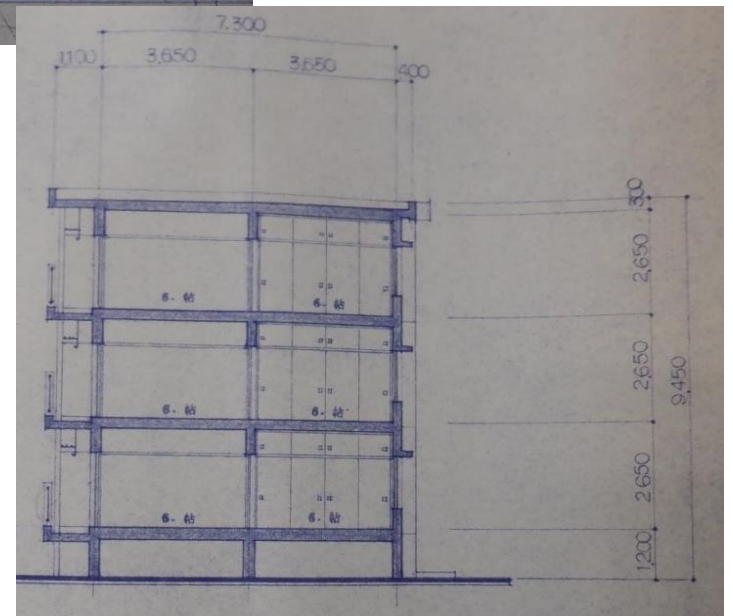
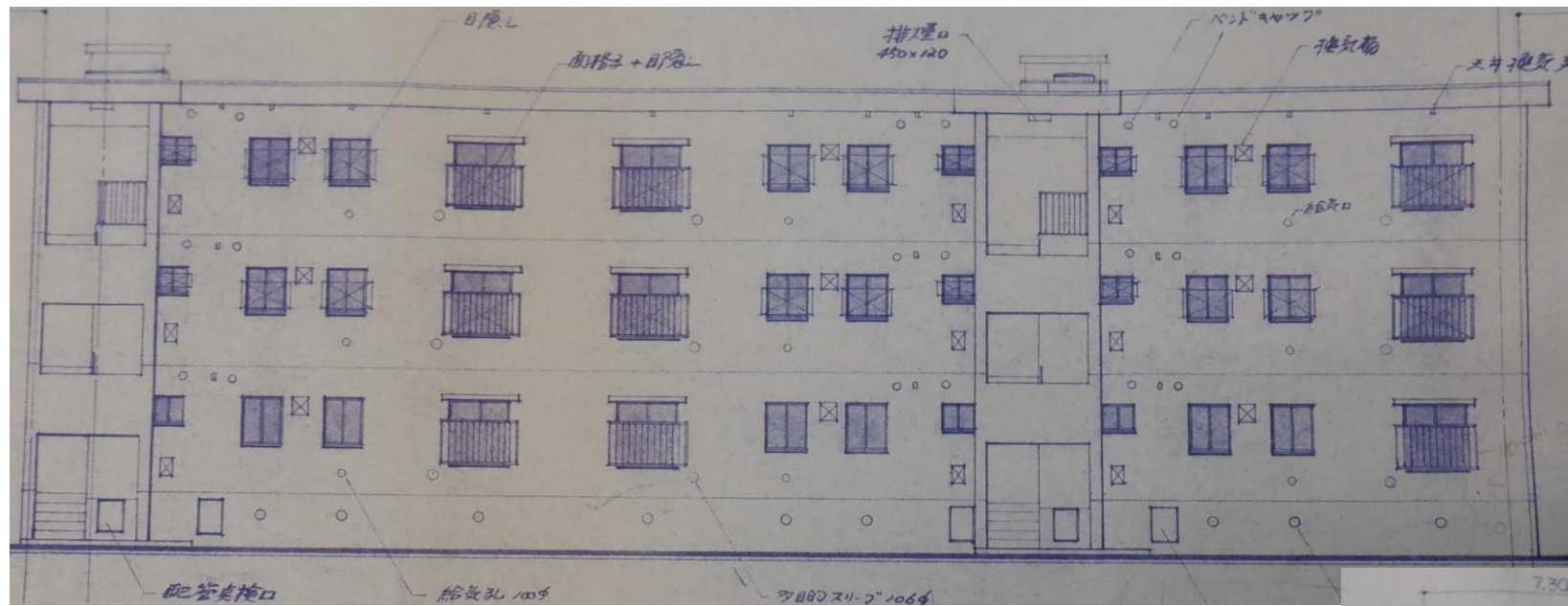
案内図



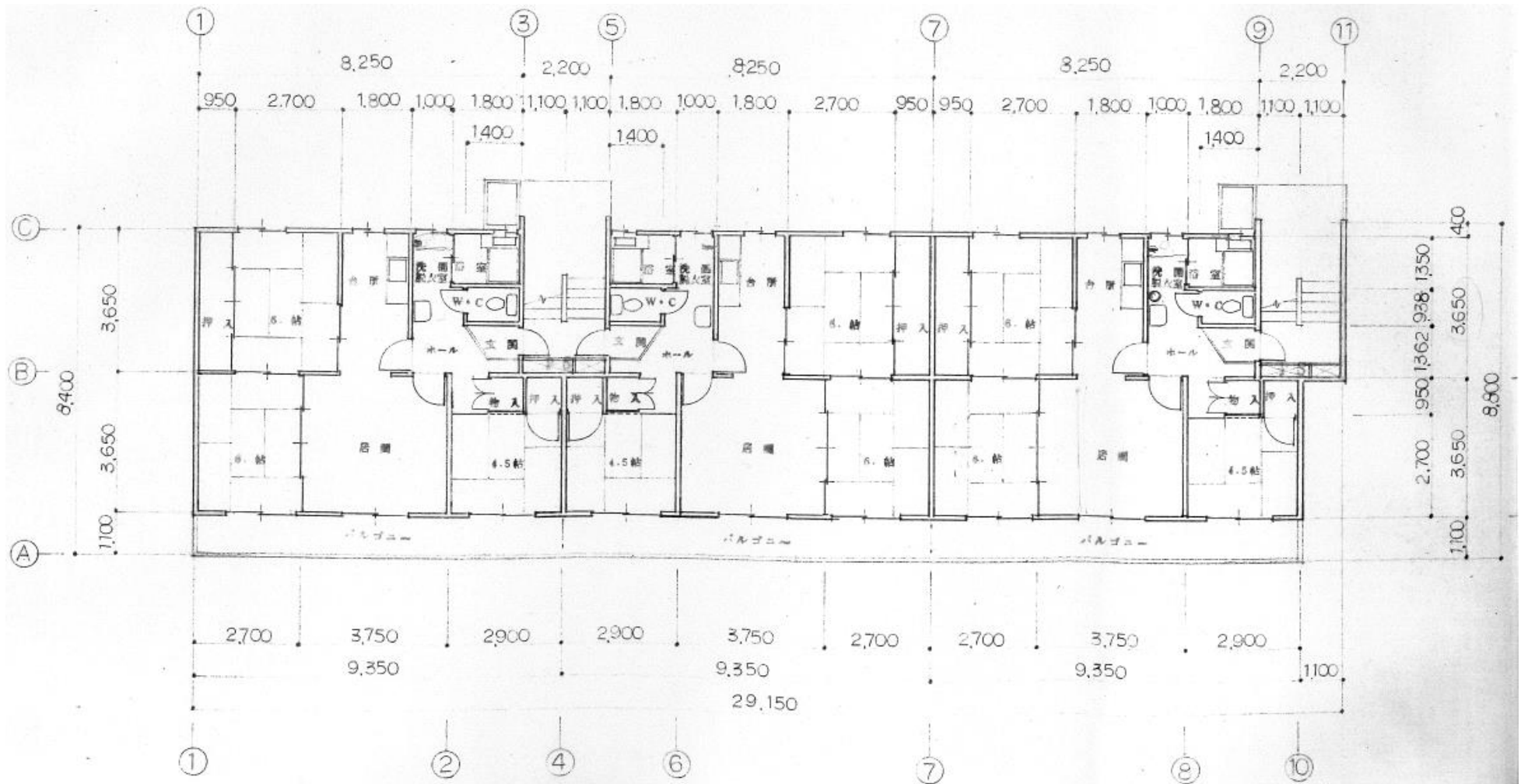
 改修箇所

所在地:静岡県静岡市駿河区富士見台1-2-4富士見台宿舎

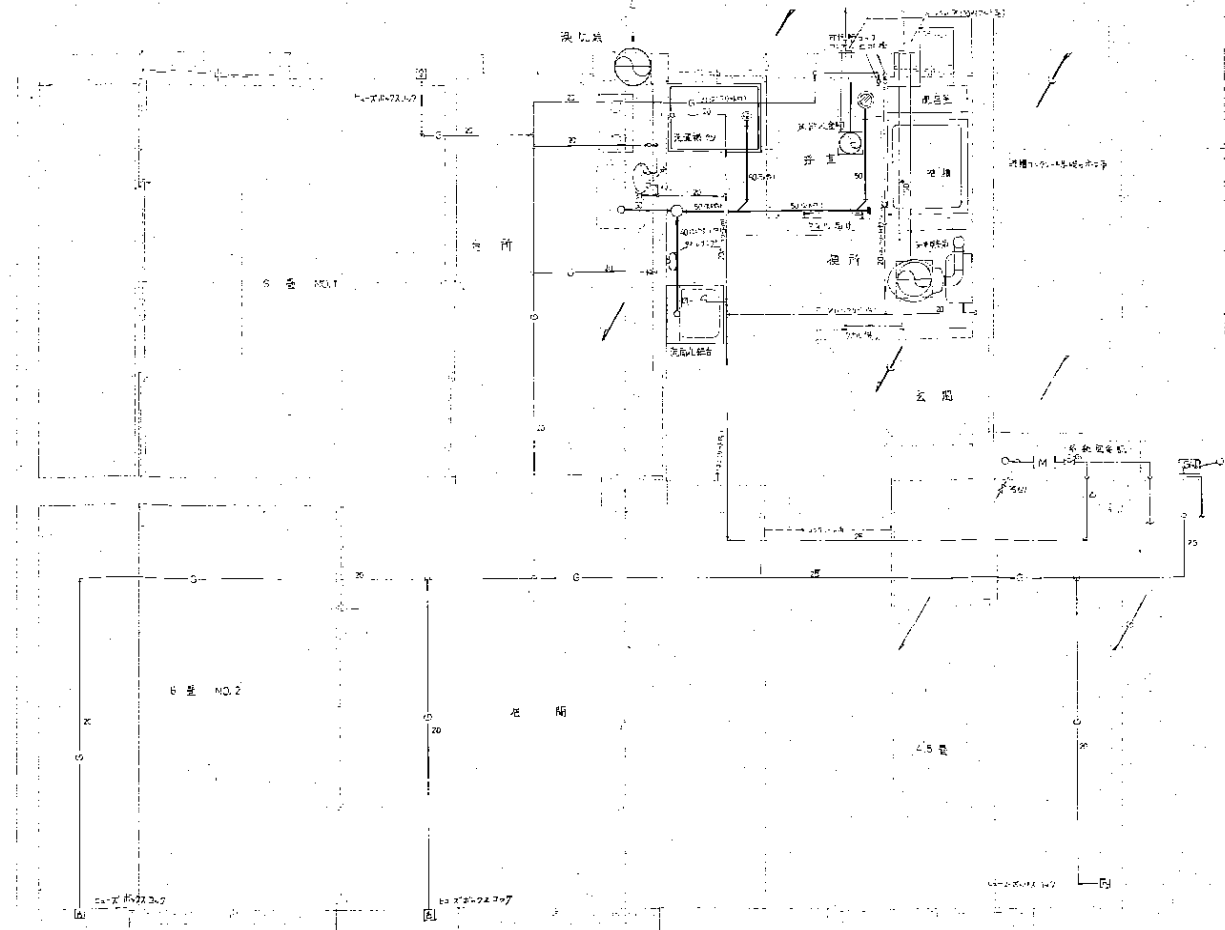
立面図



各階平面図



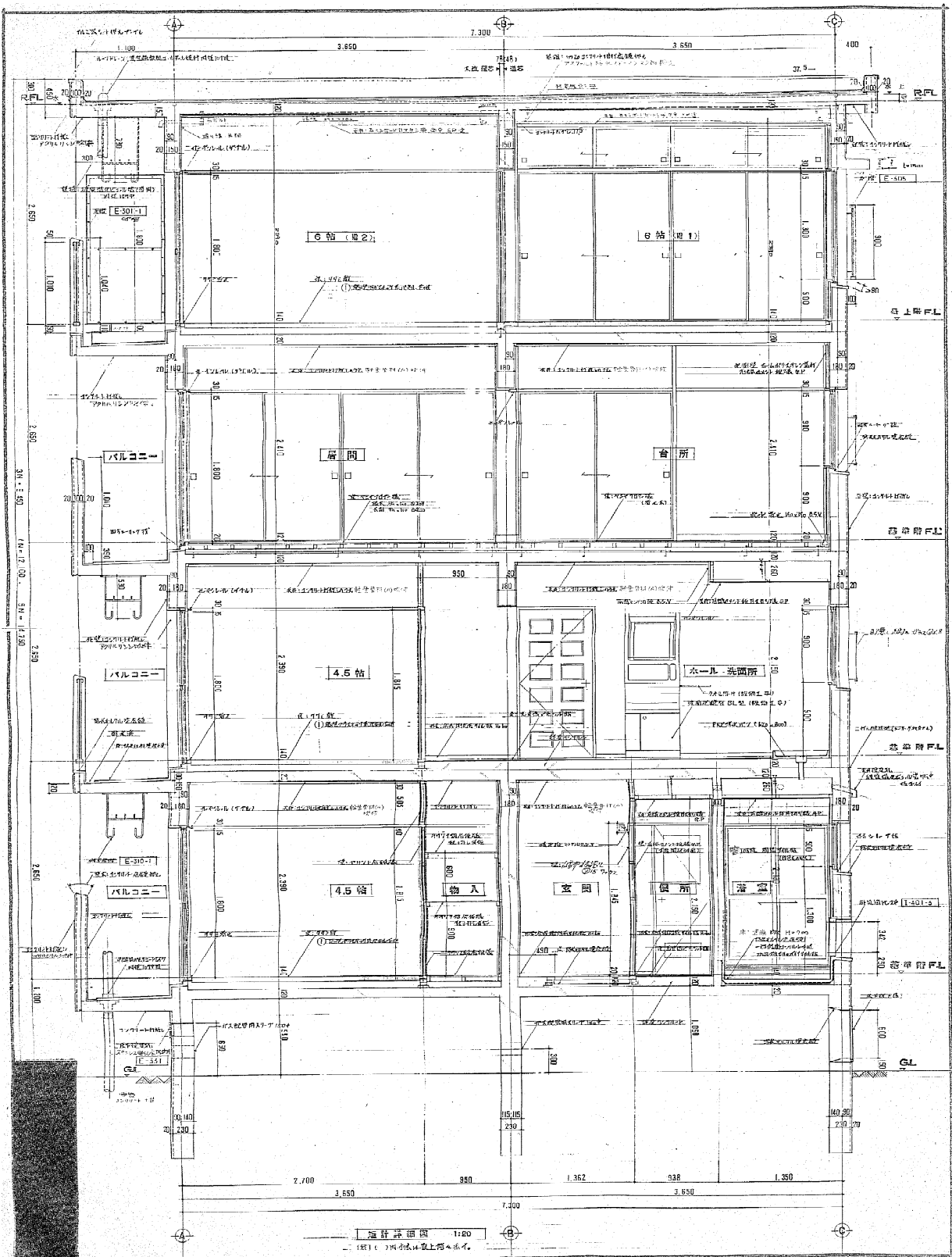
宿舍平面图

[illegible]

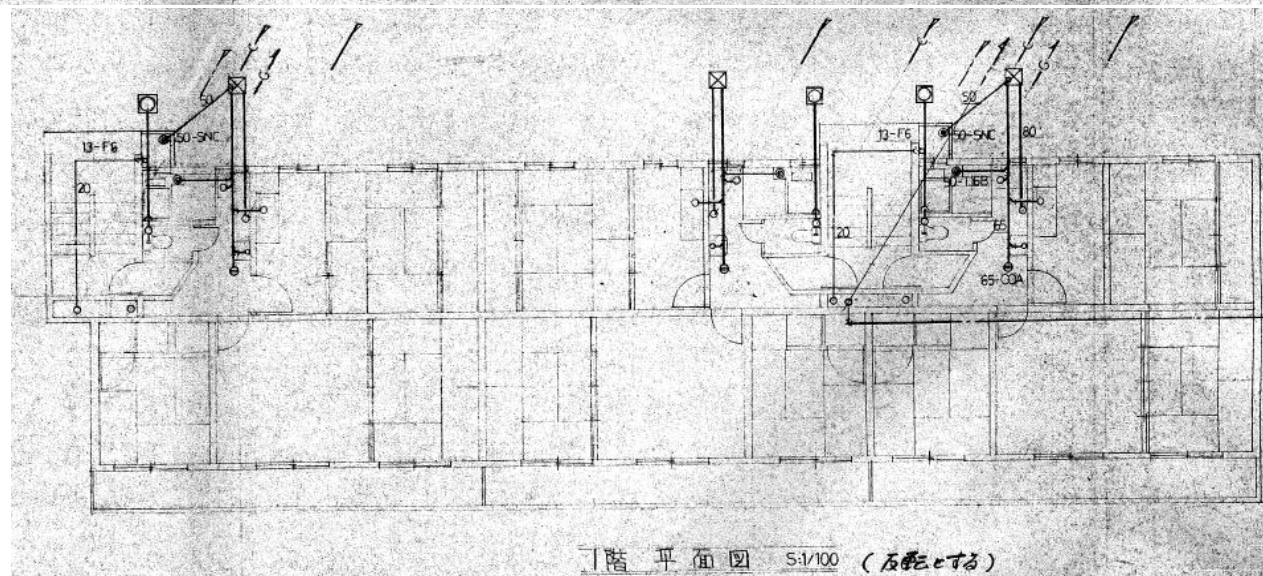
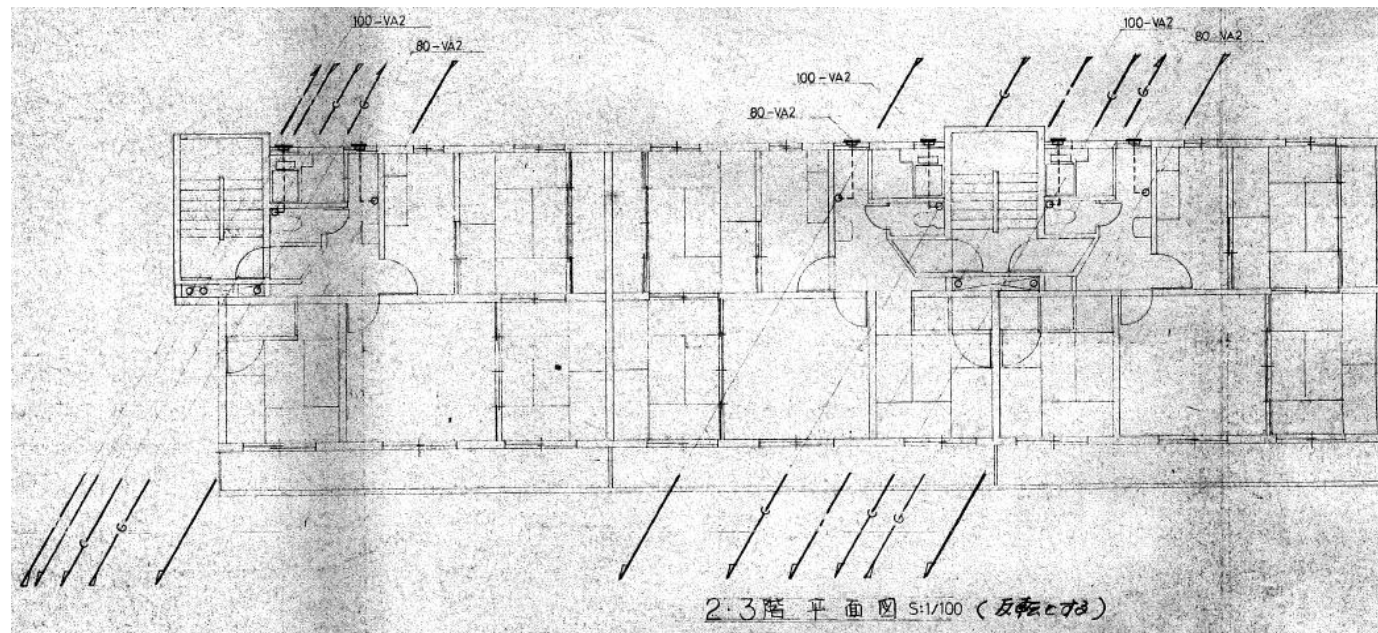
給水管・サス管は勾配を限り床下スラブ上配管とする。(保冷はユイトモリ工法)

… 炭酸肉 酢水等の薬湯は使えない。(整法の2)

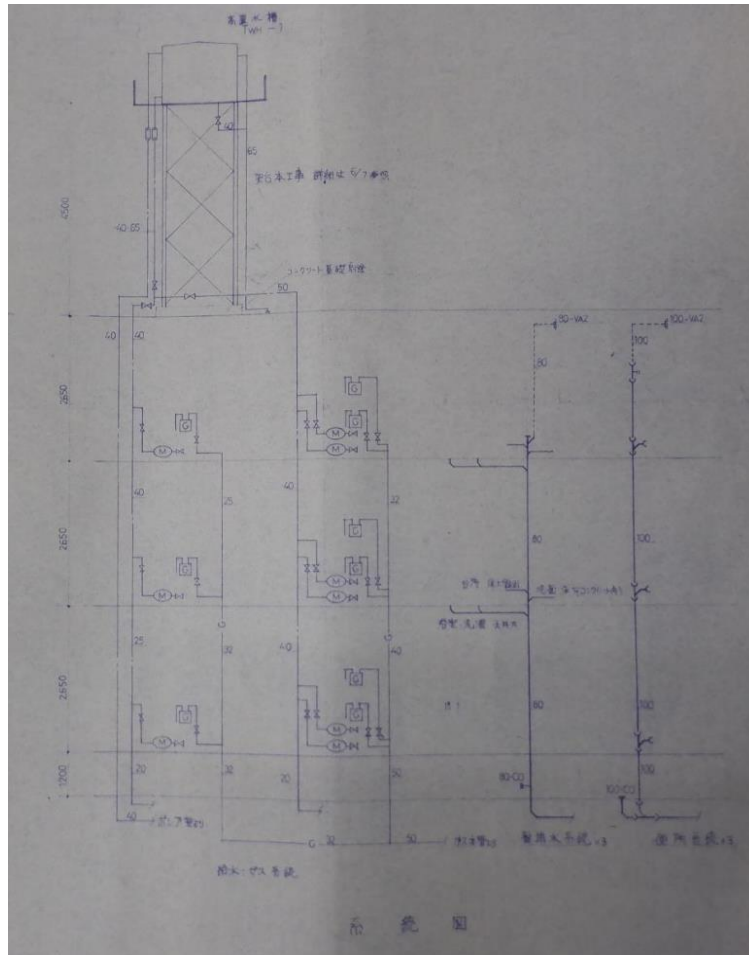
矩 計 図



平面詳細図（排水）



高架水槽



仮設給水

